

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)に
おき、
当日の
翌日

目 次

- ◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正
基本測量の実施

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）

の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一号の項中10の次に11として次のように加える。

11 海水冷却装置設置資金	五十万円	五年以内	一年以内
漁船において漁獲物の鮮度を保つための海水冷却装置の設置に必要な資金			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	昭和五十六年七月十五日
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町道西二〇一	昭和五十六年七月二十五日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	昭和五十六年七月十七日
入江 医院	東伯郡東伯町大字伊勢四三八	昭和五十六年七月二十八日
橋本 齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	昭和五十六年七月二十一日
東邦堂薬品有限会社花園支店	米子市花園町三五	昭和五十六年七月十五日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	昭和五十六年七月二十五日
谷口 齒科医院	倉吉市昭和町四八七	昭和五十六年七月十六日
入沢 齒科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字沢田一四八	昭和五十六年七月十五日

鳥取県告示第六百七十八号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一経営等改善資金の表漁具損壊防止機器等購入資金の項の次に海水冷却装置設置資金の項として次のように加える。

海水冷却装置 設置資金	海水冷却装置で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金
----------------	-----------------------------------

鳥取県告示第六百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（湖山池及び東郷池湖沼調査基準点測量作業）
- 二 作業期間 昭和五十六年八月一日から同年十一月九日まで
- 三 作業地域 鳥取市、羽合町及び東郷町

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】